

◇ 大 淵 紀 夫 君

○議長（山本浩平君） それでは、8番、大淵紀夫議員、登壇願います。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、日本共産党の大淵紀夫でございます。私は、町長に2点質問をいたします。

初めに、アイヌ新法とまちの考え方について伺います。1つ目に、国は、ことしアイヌ政策に関する世論調査、道は昨年アイヌ生活実態調査を行いました。まちとしての捉え方について。

2点目、国は新法の議論をしているけれども、それに対するまちの取り組みと考え方。

3点目に、先住民族の権利に関する国際連合宣言の受けとめ方について伺います。

4点目、新交付金に対する考え方、利用促進、まちとしての取り組みについて。

5点目、まちとしてのアイヌ施策（政策）の発展への考え方について。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） アイヌ新法とまちの考え方についてのご質問であります。

1項目めのアイヌの生活実態調査の捉え方についてであります。この調査は、アイヌの人たちの生活実態を把握し、今後の総合的施策のあり方を検討するため必要な基礎資料を得ることを目的として道が実施したものです。前回調査との比較では、アイヌの人たちの生活保護率は減少し、高校、大学への進学率は増加していますが、アイヌ子弟の大学進学率については、文部科学省が実施している学校基本調査の全道の大学進学率と比較すると低い状況にあると捉えております。

2項目めの新法に対するまちの取り組みと考え方についてであります。現在国では、固定観念や先入観を取り払い、アイヌの人たちに寄り添った先住民政策を構築する観点から、先住民族の権利に関する国際連合宣言の関連事項を参照し、従来の福祉政策の一部から地域振興等を含めた幅広い取り組みとなるよう立法措置について検討しているところです。本町としても現在国が検討している立法措置が新たなアイヌ政策として効果があるものと捉えており、国が開催した新法等に関する意見交換会にアイヌ協会とともに参加したほか、新法に基づく交付金事業に関して本町のアイヌ政策の発展につながるよう多くの意見、要望を国に提出しており、検討いただいているところです。

3項目めの先住民族の権利に関する国際連合宣言の受けとめ方についてであります。この宣言は、政治、経済、文化など広範な分野にわたって、先住民族及びその個人の権利、自由について規定しており、平成19年の国連総会において国は人権の保護に資するものとして賛成票を投じています。本町といたしましては、国の考え方に準じるとともに、今後国においてこの宣言の関連条項を参照にした新法が制定されるものと捉えております。

4項目めの新交付金の考え方、利用促進、まちとしての取り組みについてであります。こ

の交付金は、国が地方自治体に対し事業に必要な費用の一部を補助することにより、従来の取りに組みに加えて地域振興、産業振興を含め、さまざまな事業の実施について支援することを想定し、交付金制度の創設を検討しているところです。まちとしましても、新交付金の趣旨を踏まえ、アイヌの人たちのニーズに応えるべくさまざまな分野に活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

5項目めのまちとしてのアイヌ政策、アイヌ施策の発展への考え方についてであります。本町は、早くからアイヌの人たちは先住民族であるとの認識のもとに、19年9月には白老町アイヌ施策基本方針を策定し、全町民がアイヌ民族や文化を正しく理解し、尊重できる社会の実現に向け、国や道が実施するアイヌ政策と連携しながら、施策の展開を図ってきたところです。現在国においてもアイヌ政策の再構築の検討を進めているところですが、本町としましてもいま一度アイヌ施策基本方針を確認し、アイヌの人たちを支える下地づくりに引き続き取り組むとともに、必要に応じて新交付金を有効かつ適切に活用し、現代に即した形で白老のアイヌ文化復興と発展に向けた取り組みを検討する必要があると考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。生活実態調査の内容の分析、そして白老町の生活実態との差異があるかどうか、この点はどのように捉えていますか。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 実態調査の関係でございますが、実態調査の全体的話ですけれども、まずお断りしておきますが、白老町個別の数字というのは基本的に公表しておりませんので、その辺はご了承いただきたいと思っております。

まず、全体的話ですが、25年度の調査ではアイヌの人たちが居住している市町村が66市町村、世帯数が6,880世帯、人数が1万6,786人となっております。今回の調査では市町村数が63市町村、世帯数が5,571世帯、人数が1万3,118人となっております。全体で申し上げますと3町、1,309世帯が減っております。人数に関しても3,668人が減っております。その主な原因としましては、アイヌ協会の会員が高齢者が多くて亡くなられた方がいたことであるとか、あと個人情報保護の意識が浸透しつつある中で、この調査は任意の協力によって実施している調査でありますことから、調査に同意を得ることが困難であったことなどが考えられております。

あと、白老町との対比の部分についてですけれども、まず先ほども言いましたが、公表していませんけれども、くくりとしては胆振管内のものは公表しておりますので、世帯数、胆振管内は1,970世帯で、人数は4,864人で、道全体の約37%を胆振管内で占めているとなっております。あと、進学率とかの部分につきましては、全道と道内のアイヌの方の居住している世帯と、あとその他の世帯の部分、アイヌの世帯、アイヌの方たちの比較でしかないので

すが、中学校から高校等への進学につきましては、一般では98.8%、アイヌの人たちは95.1%となっております、かなり差は狭まってきているという状況でございます。高校から大学、短大等への進学率につきましては、一般では45.8%、アイヌの人たちは33.3%ということで、ここの部分でかなりまだ格差があるという認識が全道的には見られておまして、胆振管内におきましてもそのうちの37%を占めているということから、同様の傾向があるのではないかとということが考えられます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。生活保護率や進学率、これが大分改善されてきているということなのですが、実際に約3人に1人の方が差別を受けたり、差別を見聞きしているというようなことも書かれています。アイヌ政策の再構築をするために望むものとして、子弟の教育、生活と雇用の安定、文化の保存、伝承。文化だけでなく教育、産業を含めた新法が必要と言っているわけなのですが、ここら辺の町の見解はどうですか。また、人数が減ったというのは、一定の個人情報保護法の関係と高齢化の関係と、そのことが原因ということで捉えていいのですか。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） それでは、まず最初その実態調査の結果の分析の部分なのですが、それだけで捉えていいのかと言われればそうではない部分があるのかもしれませんが、一応北海道の見解としてはそのような、各市町村の状況とか調査した結果そういうようなことが主だった原因としてあるというところで認識しております。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

---

再開 午前10時11分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 新法に係る部分も入ってきています。今実態調査というのは、課長のほうから説明したとおりです。それをやはりもっと高めていかなければならない。そういう部分では、文化というのは今までずっと継承してきましたし、これも続けなければならぬのですが、さらに教育部分、それから産業の部分、そういった部分を今度高めていかなければなりませんので、そういう部分を新法に入れ込むように町としてもその部分は国に訴えてきております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何を言いたいかというと、アイヌ新法に盛り込む

べき中身を町としてどのように要望していくかというか、当然アイヌの若い人たちの意見も十分聞きながら、協会は協会としてこれは要望していくわけです。今ありましたように胆振に30数%の方がいらっしゃるということの中からいけば、自治体は自治体として、アイヌ民族が住んでいる自治体としての独自の政策、独自の新法に対する意見具申をやっぱりしていくべきだろうと。ここは特にそういう象徴空間の施設がもうできているわけですから、そこがまちとしてきちんと考え方を持つ。協会がやっているからいいよではなくて、まちとしてどういう政策を持つかと、新法に何を望むかと、こちら辺が私は非常に大きなウエートだと思っているものですから、そのところを聞いているのです。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 同様の趣旨でこれまでも議会で議論ございまして、町としてもその部分は十分認識して、協会は協会、北海道アイヌ協会もありますし、また白老アイヌ協会もあります。町としましては、国とそういう意見交換する場がこれまで2回ほどありまして、1回目は私も出て、まちの実態を訴えながら、新法には取り組んでいってほしいという、まちの姿勢としてまず全般的な話としてはやっぱりアイヌ協会、アイヌの人たちの実態に即した自由度のあるそういう制度をつくってもらいたいということが1つございまして、それからこれはアイヌ協会の方々とも意見が一致していますが、アイヌ施策を総合的に所管する省庁、そういった専門の機関が必要ではないかという部分も訴えてございまして。あと、先ほどお話ししましたような福祉政策、生活館の関係ですとか農林水産振興にかかわる要件の緩和、こういった部分をまだまだ改善しなければならない部分がございますし、文化政策あるいは産業、観光振興、地域振興、地方創生と、こういった部分をまちの考えとして国に訴えてございまして、そういったところを今度の新法の中にはしっかり盛り込んでほしいという部分を町長を先頭に国のほうに出向いて要望させていただいております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今言われたことが本当に町民全体とは言いませんけれども、例えばアイヌ民族省とか、それから少数民族庁とか、具体的にそういうものをまちとして国に要望すると。要望されているという答弁があったからよかったのですけれども、私自身はそういう認識は今まで全くなかったのです。町がそういうことをやっているという認識はなかったのだけれども、やっぱりそういうもの、これは外国ではほとんどの国がそういう少数民族の政策に取り組んでいるところはそういうところがやるわけです。日本は、そういう点では非常におくれていると言わざるを得ない。ですから、今回の新法の中でそういうところまで迫れるものが必要だ。そのためには地元の自治体の意見をどう国に反映させるかということなのです。ですから、私が言ったようにアイヌ民族省とか何かわかりません。仮称ですけれども、少数民族庁でもいいですけれども、そういうものを町が要求しているということの捉えでいいですか。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 議員のおっしゃるとおり、先住民族庁となるか省となるかわかりませんが、国で総合的に一括して進めていただけるような省庁をつくっていただきたいという意見は国から照会があったときに返しておりますので、それは間違いないと捉えていただいていると思います。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そういう点でいうと、私はそこがひとつ町がきちんと公表して、そして胆振全体、北海道全体でそういう運動をきちんと、当然道も中心になってです。その運動を大きくつくっていくべきだろうと。それが白老町としてのアイヌ民族政策に大きな役割を果たせるのではないかと考えますので、そこはぜひ強化をしてもらいたい。

その上で大切なのは、アイヌの人たちの意見が直接反映されること、これは自治体であってもそうだと思うのです。この若い人たちの意見、これが産業振興、教育、地域振興、こういうところで総合的に出てくるような、そういう組織機構、アイヌ協会の話聞くだけではなくて、そういう若い人たちの意見が町の政策や国の方針に反映できるような、そういう仕組みが必要だと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ただいまのご質問でございますが、若い人たちの声、アイヌの方々でもいろんな方がいると思います。そういう声を拾うということは、私は決して否定もしませんし、とても大事なことだと思います。そういう総合体が国なり、関係機関に要望活動していくという部分も非常に大事なことだという認識でございます。

ただ、そのつくり込みといいましょうか、その声を例えばアイヌ協会に籍を置いている方ですと協会の考えとしてしっかりまとまってくるのですけれども、そうでない方もいると思います。しかし、自分はアイヌ民族なのだけれども、なかなか伝えられないという部分もあるかと思いますが。そういった声をどのように拾っていくかというのは、非常に難しい点がございまして。その方が自分が誇りに思っているのだということであれば、それはしっかり受けとめできるのですけれども、なかなか声を出しづらいといいましょうか、そういったところの拾い込みをどのようにやっていくかというのは一つ課題としてございまして。しかし、そういった今大淵議員がおっしゃる部分もしっかりその辺をまちとして運動体なりをまとめて、それを国なり、関係機関に訴えていくという部分は非常に大事だという認識でおりますので、今後の展開になってきますけれども、そういう部分は十分考えていきたいなと思っております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこはそれでわかりました。

2007年に国連総会で採択された先住民族の権利に関する国連宣言、この中では土地や資源に関する権利を認めるという、ここがあるので。日本は、この点では非常におくれている。カナダやニュージーランド、北欧などでは、もう先住民族の方々がこういう権利を行っているのが実態です。カナダなんか本当に進んでいます。オーストラリアなんか、ニュージーランドなんかもそうですけれども、そういう状況の中で今、文化から福祉や総合施策が拡大したということは評価できるのだけれども、この権利の部分、例えば土地をどうのこうのと、そういうことは一遍にいきません。ただ、全道的にあった事例のように例えばアイヌの方々が儀式に使うシャケ、その儀式に使うシャケも今はとつたらだめなのです。これは違法だとなってしまっているのです。実際に道央のほうでそういうことがございました。こういう儀式に使うサケの捕獲については、やはり町の政策としてそういうものをきちんと国の機関なり、また関係機関というのですか、そういうところに要求をして、そこは認めさせるような、そういうことを積み上げていかないと、私は権利の拡大にはつながっていかないのではないかなと思うのです。そういう政策を町がきちんと持って、そして国に働きかけていくというのは、先ほどの省庁の問題を含めてまちの政策として持てるかどうかというのは非常に大きいと思うのですけれども、ここら辺はどう考えますか。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） ご質問のございました権利の部分に関しましてですけれども、例えばサケの先ほどありました捕獲に関してですが、現状では水産資源保護などの観点から河川でサケを自由に捕獲することは認められておりませんが、実際手続的には伝統的な儀式、漁法、伝承及びこれらに関する知識の普及啓発について団体が行う場合は、北海道から許可を得て実施できるものとされております。例えば私どものほうのイオル事業でも川のイオルのときには、川からの採捕の許可を得て、大抵とれないのですけれども、そういうようなこともやっております。ただし、個人では認められていないというのが現状でございまして、この辺で道央の案件に関しては多分個人での部分と、あと許可を得ずにという部分でちょっと問題があったのかなと感じております。

そういう状況の中、一方でアイヌの人たちからは事務手続の煩雑さであるとかいう部分で活用しにくいということで、伝統的なそういうような漁法を使うときは漁業権の設定など、いろいろそういうことをしてくれないかというような要望があるのも現状でございませぬ。これまでの国とアイヌの人たちとの意見交換の中でも、サケの捕獲についてはそのような要望がありますので、現在国において規制緩和の可能性を検討しているという情報はございます。町としましても、アイヌの人たちの要望を得て継続して国と、あと内水面の部分に関しては道も絡んできますので、道などに対して伝えていきたいという部分と、あと現在実際検討しておりますので、その中で検討結果を踏まえて、町としても政策として実施すべきかどうかという部分はアイヌの人たちとともに考えていきたいと感じております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の件は、本当に私は大切な部分だと思うのです。先住民族の権利を認めるかどうかというのは、そういうところがあるのです。ですから、今のご答弁でいうと一定程度国は譲歩をし、改善の方向も考えているやに聞こえたのですが、そこはやっぱり地方の自治体としてきちんと申し入れ、要求すると。もちろんアイヌの人たちと一緒にやるということなのだけでも、そのところが突破していくことが権利の拡大につながっていくだろうと。それが本当の少数民族の人たちの権利を認め、生活を認め、全てを認めていくという今のアイヌ民族博物館、要するに象徴空間事業に貢献するというのは、私はそういうことだと思うのです。そういうことがなくて、ただ象徴空間ができるという、そういうことではないのです。そのところの権利が拡大されることによって、今の象徴空間が生きるのです。ですから、本当にそこは町としてやっぱりそういう要求をすべきだと思うのですが、そこをもう一回お聞きします。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 象徴空間の意義といいたいでしょうか、それはアイヌの人たちの復興と発展、これは次の展開で重要になってきます。ですので、ご質問にあったとおり、そういう土地の権利を含めたさまざまな先住民族がやってきたことのその権利をしっかりと認めて、政策的にもこれは許可するよという部分につながらなければ、象徴空間がここにできた、北海道にできたという意義が薄れていくと考えておりますので、この点についてももう既に国のほうにはこういうことも白老で国の関係の意見交換やったときにこういう声も出していっていますので、引き続きこの辺も強く要望していきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。わかりました。

もう一つ、交付金事業なのですけれども、自治体を実施するという、そしてアイヌ民族の参加など一定の要件を満たす事業が対象となっています。自治体は、事業内容を網羅した地域計画を策定しなさいとなっています。これができないとだめだということなのですけれども、国の認定を受けるという、この地域計画は国の認定を受けるとなっています。まちの現在の状況ではどうなっているかということとメニューはかなり幅広いと、もちろんアイヌの方々がかかわらなかつたらだめなのだけでも、かなり幅広いメニューになるように報道はされています。そういう中で、生活館の改修なんかは非常に町としては喫緊の課題としてあるわけですが、そういうものもメニューに入っているわけです。ですから、町としては、具体的に地域計画の策定、事業内容、それからアイヌ協会の方々の意見、こういうものはどのように聞き、どう展開していくような考え方を持っていますか。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） ご質問のありました新しい交付金の計画、活用などに関してですけれども、これもまず具体的にまだ国のほうから示されてはおりません。どういう方向で、どういう計画を立てて、どういう要件があるのかとか、どの程度のものが認められるのかというところも全く見えていないのですけれども、ある程度の情報によるとアイヌの人たちとの地域交流の場、生活館みたいなようなところの整備であるとか、アイヌの人たちの工芸品だとかのブランド化の支援だとか、活動支援のための公共交通機関の支援だとか、あと観光プロモーション、文化の関係などいろいろ幅広く、ある意味何でも使えそうな形にはなっていますけれども、アイヌ政策というところでございますから、町としてはやはりアイヌの人たちの意見をしっかりと受けて反映させるような形で、場合によっては既存の事業への振りかえなども考えるところもあるかとは思いますが、いずれにしましても白老のアイヌ政策の継承、発展につながるように計画を検討して国のほうには提案していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1点目の質問については、国の省庁の関係、それから権利の問題、これを町が積極的に今やっているということですので、1点目は以上で終わりたいと思います。

次に、2点目に入ります。財政問題について伺いたいと思います。この財政問題、私はずっと議会のたびに上げてまいりました。その上に立って、今財政が大変ということと同時に、白老町としては大きな変化をしようとしているのかなと考えております。そういう問題意識の上に立って質問をいたします。

1点目、平成29年度の決算における各指標、これはもう大分出て時間がたちました。実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、ラスパイレスだとか財政力指数等々いろいろありますけれども、この評価についてまず伺います。

2点目、30年度の歳入歳出の状況、今回の補正予算と昨日の一般質問で大きく変化をする部分もございますけれども、それを含めた30年度の歳入歳出の状況について伺います。

3点目、ふるさと納税の今年度の見通し、歳入歳出の状況、経費だとか実際の中身の問題等々について。

4点目、基金総額が20億円台に乗ろうとしたのですけれども、また乗れない状況の中で推移そうですが、町立の病院、それから象徴空間、e c oリサイクルセンター、公共施設の管理、その他今後の支出見通しとプランの今後の方向について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 財政についてのご質問であります。

1項目めの各指標の評価についてであります。実質収支比率は7.4%、経常収支比率は



89.6%、実質公債費比率は15.6%、将来負担比率は86.0%、財政力指数は0.37となっており、いずれも良好と捉えられる範囲内にあると考えております。特に将来負担比率については、財政健全化プラン最終年度の目標値を前倒しで達成しており、実質公債費比率についてもプラン目標値どおりに推移するなど、プランの実施により健全化に向けた歩みを着実に進めているものとして、一定の評価が得られると考えております。

2項目めの平成30年度の歳入歳出状況についてであります。歳入につきましては、町税が償却資産等の伸長により固定資産税を中心に予算額を5,000万円程度上回る見込みとなっております。また、30年度の普通交付税については、予算額33億6,000万円に対して32億8,978万9,000円と7,021万1,000円下回る結果となっております。

町債につきましては、当初予算として7億4,940万円を計上しておりましたが、白老中学校管理棟大規模改修事業を29年度の繰り越し事業としたことによる4,530万円の減額、胆振東部地震に係る災害復旧事業債として730万円の増額、白老駅北整備事業として1,260万円の増額、汚水処理施設共同整備M I C S事業を下水道事業債から過疎債に振りかえたことによる1億2,390万円の増額のほか、国庫補助金の減額による財源振りかえや臨時財政対策債発行可能額の増などにより、現在8億6,335万9,000円を予定しております。

歳出につきましては、白老駅北整備事業として1,684万6,000円、胆振東部地震の応急復旧に係る費用として1,883万円を追加したほか、会計検査院の指摘に伴うバイオマス燃料化施設の停止に係る交付金返還及び起債の一括償還等に要する費用約5億円を含む補正予算を本定例会に上程しております。

3項目めのふるさと納税の今年度と今後の見通しと状況についてであります。ふるさと納税については、11月末現在において約2億500万円の寄付が寄せられており、昨年度同時期とほぼ同程度の寄付をいただいている状況にあることから、12月においても堅調に推移することを期待するものであります。ふるさと納税で寄せられた寄付金につきましては、貴重な収入であるとともに、特産品P R事業として地場産品や地元事業者の振興にも寄与していることから、制度の行方を見きわめながら、今後もしっかりと取り組んでいく考えであります。

4項目めの町立病院、象徴空間、e c oリサイクルセンター、公共施設の管理等の課題を踏まえた今後の支出見通しと財政健全化プランの今後の方向性についてであります。会計検査院の指摘に伴い、バイオマス燃料化施設を停止するための交付金返還及び起債の一括償還等に要する費用や議論が進められている町立病院改築、2020年の開設が間近に迫る象徴空間周辺整備、さらには公共施設の老朽化に伴う大規模改修や用途廃止後の解体など、一定程度の投資を伴う行政課題への対応が急務であります。予期せぬ支出への対応やこれら特定事業を安定的に推進していくためには基金など一定の財源を今以上に確保する必要があることから、今後も積極的に基金積み立てを行うとともに、過度の財政負担が生じることのないよう財政健全化プランの取り組み姿勢を遵守し、適時適切な財政運営を図ってまい

りたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。実質公債費比率の15.6%は計画どおりです。ただ、今町長の答弁にもありましたように将来負担比率の86%というのは、平成32年の87.9%も下回っているという状況です。プランの32年度目標を達成したことになるわけですが、その要因は何だと分析していますか。

もう一つ、経常収支比率89.6%と。この数字というのは、決して悪い数字ではないと私は捉えるのですが、この89.6%の要因、例えば職員の給与をまだ削減しているとか、そういうことが影響しているのかどうか伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、将来負担比率のパーセントの減少の要因でございますけれども、これについてはなかなか将来を見通せない決算剰余金、この額がここ数年4億円、5億円近い数字になっておりまして、その部分を基金に積み立てしていると。ですから、プランを策定した段階においては、そこまでの基金積み立てをそれほど想定していないという状況でありましたので、今回それが現実的にかなり基金を積み増しできたというところが大きな要因であるとは考えてございます。

それと、経常収支比率の89.6%という数字の評価ということになりますけれども、かなり財政事情が芳しくない年度においては、90%を超えて100%に近い状況であったとは認識してございますが、近年の状況においては町税も思った以上の増収。当初予算の見込み以上の増収であったり、あるいは大淵議員もおっしゃったような人件費の削減もそうですけれども、人件費も抑えていっているというような状況、それから公債費についても毎年度減少している状況から、これについては80%台でおさまっているのかなというような認識でございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこはわかりました。

実質公債費比率は3年間の平均値だと思うのですが、もしわかれば29年度単独では幾らかということと、30年度は計画どおりとなるのかどうか。要するに12月補正で3億円の起債を償還した場合には、この実質公債費比率はどのように30年度変化するのかというあたりをお尋ねしたいのです。

それと、もう一つ、将来負担比率、今ありました。そこはわかりました。それで、ゼロの自治体もたくさんあるのです。たくさんあります。北海道内でもあります。それで、まちが理想としているのは、もちろんゼロだといえばゼロなのだろうけれども、現実今もう87.9%という32年のは達成してしまいました。32年度まで将来負担比率をどれぐらいの数字として見

ていますか、あと3年間あるのだけれども。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、29年度単年度における実質公債費比率については14.6%でございます。

それから、今年度繰上償還を含めて今後の実質公債費比率の推移でございますけれども、まず30年度に繰上償還したとしても30年度決算による実質公債費比率の計算には、繰上償還した財源というのはこれを控除するということになっておりますので、今回繰上償還しても30年度の数値には反映されません。ただ、実質31年になりますと、この今回繰上償還した公債費が飛躍的に落ちますので、その部分で31年度の実質公債費比率の比率はそれに合った形で減少するということになりますので、この効果があらわれるのは平成31年度の決算からということになります。

それから、将来負担比率の将来見込みでございますけれども、現在3年ほど前倒しで目標を達成しているというようなところでございまして、実際この状況から今後を見据えてシミュレーションしているわけではございませんが、これまでの推移等を含めると50%近くの数字になるのではないかとというような想定はしているところでございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今年度の予算で普通交付税が答弁ありましたように7,000万円割りました。この原因は何だと分析していますか。普通交付税の過大見積もりだったのか、それともどういう理由なのか。

それから、臨時財政対策債が1,180万円ぐらいふえました。これはどういう原因なのか。ここら辺、細かいことはいいですから、これぐらいの数字は動くのだよというのならそれはそれで構いませんから。

それと、臨時財政対策債、今までは予算の中では4億円を見るとずっとプランの中でも言ってきました。ところが、今はもう3億円割る状況です。これは、このままずっとこういう形で予算計上するというか、去年は少なかったのだけれども、そういう形で3億円を割るような状況で組んでいくと、31年だとか32年は。そういう形になっていくのかどうか、そこら辺どうですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 30年度の普通交付税の算定の見込みと実際の交付額の差異の理由でございますけれども、この要因は基準財政収入額はそれぞれ算定項目の中で多少の増減はありましたけれども、総額では予算見込みとほぼ同額となっております。しかし、基準財政需要額の中で社会福祉費の公立保育園の人数などの見込み誤りであったり、あるいは補正係数の減による約1,700万円の減、あるいは地域振興費の補正係数の減による1,200万円の減などによるほか、臨時財政対策債の発行額を逆に低く見積もったことにより、その

需要額も1,200万円の差が出てしまったというような状況から、合計で7,000万円程度の減になってしまったというようなことでございます。

それから、臨時財政対策債の今後の見込みでございますけれども、臨時財政対策債は平成13年度から当初は3年限定ということで進めてきた制度でございますが、これが毎年のように行われているというようなことでございまして、多いときには6億円程度の発行をした年もあったのですけれども、現在は3億円を切るような状況になっておりました。これにつきましては、毎年度の国の地方財政計画の中である程度この発行額をどう見込むのかというようなことでございますので、町の意味でこれを借りる、借りないというようなことにはなかなか得ないというようなことになります。

ただ、けさの最新の情報なのでございますけれども、国のほうは今年度の税収がかなり当初想定より上回っている状況の中で、折半ルールというこの臨時財政対策債発行の見直しを進めていると。国の税収がいっぱいあれば、あえてこうやって折半でやる必要がないということで、まず発行分については今回は、2019年度は起債の発行分に係る臨時財政対策債の発行は恐らくないことになろうかなと。これまでの償還分に係る部分について今後どうするかということを議論を進めるということを書かれていましたので、もしかすると臨時財政対策債はかなり減るのか、あるいは全くなくなるのかというようなところを国のほうで議論しているというような状況であります。そうなりますと、今後の地方財政計画の推移を見ながら、新年度の予算計上はしていかなければならないとは考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ということは、交付税は臨時財政対策債分はふえるという認識でいいのですか、発行しないということは。そういう認識でいいのですか。そして、同時に今まで償還していた分も今後考慮される可能性もあるという認識でいいのですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 地方で臨時財政対策債を発行している償還金に対する交付税措置というのは、交付税の基準財政需要額の中の公債費の中に含まれておりますので、これは今後も同じようなルールの中で見込まれてくるということでございます。

それと、発行がなくなるということは、現在その発行分というのは基準財政需要額を計算して、そこから発行分を差し引いた部分の残りの基準財政需要額から収入額を差し引いた額が交付額となっておりますので、今回その臨時財政対策債がなくなるということは、その部分も含めて交付税として発行されると。だから、平成12年以前に戻るとのことなのですが、そもそも、発行分していたものが全て交付税に振りかわるという考えでよろしいかと思います。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そうなる、きちんとした形で来るのであれば、それはとても結構なことだと思うけれども、これ以上ここは議論できないから、この辺にしておます。

それで、先ほどの普通交付税が減ったというのは、話を聞く範囲でいうと原因は補正係数にあるように思えるのです。今までも質問してきたわけですが、これは国の裁量で補正係数を変えれば、交付税ふえたり、減ったりできると理解できるのです。私はそういう理解しているのだ。それで、そういうことでいいかどうか、まず1点。

それと、もう一つは、特別交付税の12月分が決定しました。2億5,852万円。これは、去年多かったから減るのは、私は減るだろうなどは推測していました。ただ、これは昨年度比で金額的にどれくらい減っているか。それと、3月分はまだですけども、3月分を見通したときに当初予算の3億2,800万円は確保できる状況だと踏んでいますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、1点目の普通交付税でございますけれども、基準財政需要額の今回の減少は、補正係数の減は大きいですが、そのほかにも当初予算での当初の財政課での積算の見込み違いというところもありますので、その辺全てが補正係数の減によるものではないという前置きをさせていただいた上で、確かに補正係数が国の考え方によって変わるということはこれはあり得まして、ここに我々のそれぞれの自治体の意思というものは全くわかりませんし、あくまでも単位費用という部分についてはかなり、年を越しますけれども、1月ぐらいい来て、それを再度手を入れて、最終的に近づけるというような作業は今年度は行ってきたところでございますが、やはり最終的な単位費用を出す中の数字の捉えというところでの補正係数を多少変えられると、なかなかそれには対応できないというのが現実でございます。

それと、特別交付税の関係でございますが、12月11日に交付分の額が決定されて、次の日に報道されて、議員の皆さんもご承知かと思いますが、2億5,852万4,000円ということで、前年比では5,598万7,000円の減ということになってございます。しかし、平年ベースといえますか、昨年は災害関連での約2億円ぐらいい増ということになっておりますので、平年ベースでありますと28年度の12月の交付分は約1億2,400万円ということではございましたので、それと比較しますと1億3,300万円まだ多いというような状況になってございます。今回ふえた要因というのは、これも町独自のものではないのですが、昨年もそうなのですが、国や北海道で災害復旧事業をした過去の、いわゆる27年から29年度3カ年の復旧投資額みたいなところ、その合計額に一定の割合を掛けた数字が今回連年災という項目の中で計算されて、それが約1億4,000万円程度のものが新たにプラスになっているというところで今回ふえた要因になってございます。

それで、3月交付分を含めて3億2,800万円という当初予算でございますが、実はこの12

月交付分が発行された段階で、全国ベースの数字なのですけれども、今回西日本豪雨ですとか台風21号、北海道の胆振東部地震等大規模災害が相次いだことによって、国の特別交付税の予算が前年比で473億円増というようなことでありましたので、これについては交付税の予算は固まっておりますので、逆に12月でふえれば3月は減るだろうと。だから、本町における3月交付分も減るのではないかという想定で、これは予算額がちょっとどうなるかはっきりしないところではあったのですけれども、これも近々の情報でございますが、国において国の2次補正で逆にその減った分を上回る700億円の追加補正を行うという方向が示されましたので、ほぼほぼ3月分の町に対する交付分は確保できるものではないかと想定しておりますので、予算額も十分確保できるような状況と考えているところであります。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。全体的に交付税の問題でいえば問題点はあるけれども、財政的に見たときにはそこだけ見ればいい方向に向かっていると。来年度を含めていい方向に向かっている、いい方向という表現が正しいかどうかかわからないけれども、そういう認識で大丈夫ですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 普通交付税の先ほどの臨時財政対策債の方向性ですとか、あるいは特別交付税も災害が理由というところは余りいいことではないのですけれども、財源的に見てある程度一定の額は確保できるのではないかとこのところ、そういう確保できる方向にはなっているということは言えると考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。交付税の件はわかりました。

それで、起債の件なのですけれども、今町長の答弁でもありましたが、9月補正で1億6,000万円ぐらい補正して、8億6千何がしという金額になったわけなのですけれども、プランではもうちょっと余裕あるのですけれども、ここは12月補正では起債がゼロです。起債の補正はないという状況の中で、これ以上30年度でふえると、起債がふえるということはないかどうかということと、来年31年度はプランでは6億1,800万円の計画だと思うのですけれども、ここは守れるような状況で予算が組めるという状況になっていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、今後の起債発行の見込みでございますが、答弁調整を行っている段階では今後見込みはないというような考えの中で、先ほど町長の答弁の中には入れ込んでおりませんでした。これもつい先ほどの情報なのですけれども、今回の国の2次補正によりまして、今回の災害も含めた学校の耐震化というものを強力に展開するということで、かなりその部分についても増額補正がされたというような情報がありました。と

いうことから、本町でも萩野小学校の耐震化の工事がまだ残っておりまして、これが北海道を通してですけれども、補正予算債の発行を含む交付金の交付というものが考えられるかなというところで、これもまだ具体的な情報は入っておりませんが、これまでの例を見ますと今年度中に発行という部分が想定されるところであります。

それから、31年度のプランの見込みによる約6億円の起債というところでございますけれども、これにつきましては今後臨時財政対策債がどのようになるかということはあるのですけれども、これが仮に平年ベースで約3億円というようなところで押さえたとすれば、予算編成の最中でまだ確定ではございませんが、8億円前後の起債発行額になるのではないかなというように現在押さえをしているところでございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ちょっと記憶なのですけれども、今までの分で31、32年度を起債発行額平均にすると7億2,000万円ぐらいではなかったかなという記憶なのです。そうだとすれば、7億5,000万円までは若干余裕があるわけです。7年掛けるそれだけ分、最新2億1,000万円ぐらいあるということになります。その範囲を出ないという範囲での今計画なのですか。それとも、もう一つは、32年度は8億幾らのプランではそうなっていると思うのだけれども、その辺の整合性はどのようにとると。もちろん31年度が8億円に決まったわけではないから、その辺の考え方としてはどうなのですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、第一の目標としては、7億5,000万円という枠の中で、最終的に多少のこぼこはあったにしてもその中でおさめるというのが第一の目標でございます。ですので、仮に31年度の当初予算におきましては、今回象徴空間周辺整備の大規模な、最終年度ではないのですけれども、追い込み時のかなりそこでの発行が見込まれることから、ここは7億5,000万円に抑えるというのは非常に厳しいところかなと思っておりますが、プランは32年度でございますので、その部分大きな投資が32年度は逆になくなりますので、その部分でどう調整できるかというところが今後の予算編成のポイントかなとは考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私は、起債の発行というのは極力抑えるべきだという考えなのです。それはなぜかということ、今プランをつくって財政改革をやっている最中なのです。その後にもう一つ、これはもう既定の事実として、額が幾らかということは別にして、町立病院は新築すると一応決定しているわけです。そういう中で、本当にこれからの財政、人口減少、1万7,000人を割りました。そういう状況の中で、本当にこの起債の発行というのは私はよほど気をつけないと、現実的に白老町の財政危機の最大の要因はここに

あったわけです。ですから、ここのところは本当に私は気をつけなくてはいけないと思うのだけれども、平均で7億5,000万円を超さないということになると、これは一応財政規律はある意味確実ではないけれども、守っているというような判断の中で進めるということになるということですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 財政担当としてもこの辺のプランの考え方の遵守という部分については念頭に置きながら、予算編成、それから予算執行を行っているところでございますので、もちろんこの起債額の7億5,000万円という部分については、やはりこれをクリアするというを前提にこれまでもやっておりますし、そこを達成すると、それがプランの考え方に資するというようなところの認識の中で今後も執行していくという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。この後に病院の財政方向についてお尋ねをしたいのですけれども、今のような状況の中で私はやっぱり病院の問題でいえば、もう一回聞きまされども、ここまで今議論がきましたからちょっと聞きたいのだけれども、病院のつくり込み、これをどういふようなつくり込みにするのか。政策的にどんな病院をつくるのか。これが財政の将来方向にとっては、私は非常に大きなウエートを占めていると思うのです。町民や病院にいる職員が納得するようにつくり込みができないような病院は、私は非常に危険だと思います。つくりだめとかつくるなとかと言っているのではないのです。政策的にどんなような考え方で財政的に考えてやるのかというあたりなのです。当初にかかるお金と運営にかかるお金があるのです。両方あるのです。本当にそのつくり込みが誰が見てもきちんとしていけるようにつくり込みが今されているのかどうかというあたりなのです。それが32年以降の財政で私は大きな大きなウエートを占めるだろうと。これは、町民との乖離にもつながっていくし、病院の運営が新築でなくてもどういふふうに行くかということにつながっていく中身なのです、今の病院の財政方針をどうするかということが。ここら辺のきちんとしたつくり込みがやっぱりされないと、私は病院は絶対やるべきだと思っているし、やらなければだめなのです。だけれども、そこら辺がよく見えてこないのだ。だから、政策的に一体どうなっているのだろうというあたりが全部が納得できるようなものをつくりだめです。ここら辺は、財政サイドから見たらどうですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議員のおっしゃられた町民、職員も含めて町立病院、今後納得できるような病院づくりというところについては、これも町としてもそのとおりだと認識しているところでありますけれども、それを財政的にどう担保するかというところが非常に重要なところになってくるかなと思います。



財政的にはまず今後人口が減少していったら、税収が減って、交付税ももちろん人口減とともに交付税計算上も減っていくというような状況もあります。そういった中であって、この病院を新築して、運営していくという部分に今後どのぐらい町民負担がなってくるのかというところをある程度シミュレーションしながら、それを町民の皆様にもご理解いただかなければならないとは考えてございます。その中には考え方としては、今よりも多少病院の負担がふえても、もちろん建設することによってその負担はふえるのですけれども、運営的にも今後ふえたとしても町立病院はやはりやるべきであるというような考え方の方もいらっしゃると思いますし、今後ふえるのであればほかの町民サービスが逆に減少するのではないかという危険もある。この辺をどう考えて、皆さんに理解をいただきながら、つくり込みをしなければならないというところが必要であると考えておまして、財政的にも出せる、出せないの問題ではなくて、町の財政の基盤というものは変わりませんので、その病院にかけるお金がふえるのか、逆に減らしてほかのサービスをとというようなそのバランスであったり、そういったところの議論が今後必要になってくるころかなとは思っております。ただ、財政的にはそういうような今後の将来的な財政規模の縮小を考えたときには、あくまでも財政担当の考え方ですけれども、そのかかる経費、運営も含めて抑えていかなければならないというのは、これはずっと念頭には持っているところではあります。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ここで本当に病院の議論ができないのは残念なのだけれども、そこは議論する気は全くありません。私が言っているのは、財政的な視点から見たことを言っているのです。

一番大切なのは、本当に町民や病院がどうやって考えているかということなのです、政策的に。これは、そういう方向を決めたのだから、公設公営でベッド数残すと決めて、一定の病院である、私はそれは大賛成です。そういう中で、そのつくり込み、政策的に本当に町民や病院の職員が満足できるような、そんなつくり込みが今されていないような気がするのです。だから、財政的にどうなるのだと聞くのです。だって、医者が、1階の看護師が、2階の看護師が、3階の看護師が本当にどんな病院つくりたいなんて誰か言っているのですか、聞いているのですか、本当に聞いてやっているの。財政出動は何十億円です。30床の病院をつくったら20億5,000万円です。きたこぶしやったら4億5,000万円です。25億円です。きのうの答弁にもあったのです。お金ないからできないというようなニュアンスの答弁がほとんどです。名前言ってあれですけれども、教育長の答弁だけでした、そうでなかったような受けとめ方できたのは。あとは小さいものから大きいものまで答弁が、町民の要求に対する答弁、金ないからできないです。象徴空間に21億円です。これから病院に20億円かけようというところが本当に役場の職員の皆さんの答弁はそれでいいのですか。それで、町民がここに住みたいと思う。違うのではないですか。お金なかったらどうやって生み出して、政

策を実現するのか、そういう集団です、皆さんの集団というのは。何か今までの延長線上で、財政的に運営すれば何とかなるなんて思って運営しているようにしか思えないのです、私きのうの答弁聞いていて。ずっとそうです。自分たちの頭で考えて、何をしようとしているのですか。やっぱり今の財政問題というのはそこなのです。課長会議やったらほとんど意見が出ないそうですね。普通民間企業ってどうやってやりますか、町長。大企業だったら、役員会あって、その下に部長会議、課長会議、職長会議、指導員会議というのがあって、3交代であっても3交代の中でそういう意見をみんな聴取するのです。病院でどんな意見聞いていますか。医者意見、看護師意見、どんな病院つくりたいと言っているの、病院で。そういう政策立案になっていますか。私は、財政問題というのはそういうことが今一番大切なのだと思うのだけれども、ここでの理事者の答弁願います。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） ご指摘のとおり、きのうの答弁からそれぞれ大淵議員が捉えられた我々の政策づくりの観点からいく財政的な問題を含めてのあり方についてご指摘がありましたけれども、そのところについて確かに捉え方としては、私も大淵議員のその見方というのはそれは否定することはしたくないというか、否定することはできないだろうとは思っています。ただ、私たちも今ある財政の中でどういうふうな財政出動を図りながら政策立案をしていくかということに対しては、それは決してサボってというか、マイナスの意識でやっているつもりは毛頭ないことだけは、そのところだけはしっかりと捉えてほしいと思っております。

ただ、病院のことを例に出しながらお話があったわけですがけれども、やはり町民の皆さん、それから職員の皆さんが納得という言葉が本当にふさわしい意味での納得の中で、ともに自分たちが住んでいるこの白老町をよくするために政策をつくっていかねばならない、そのところは十分意識をしております。ただ、それが100%病院で、例が挙げた病院のことでいえば達成できているかということ、なかなかそういう部分はまだまだご指摘されたようなところはあります。ただ、では全くしていないかということ、そうではないこともひとつそれは大淵議員がよくわかっていることかと思っております。

総体的に言えば、一つの政策をつくり出していくときには財政的な問題が、常に左のほうに政策があったら右のほうに財政のことがあって、これをどういうふうにやっていくかというところは非常に大きな問題だと認識をしながら、全てのことに對して町が進める事業のなかに対しては捉え、考え、そして前に進みたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私言っているのは、職員の皆さんがやっていないなんて言っているのではないのです。全然そんなのではないです。ストレスチェックを受けていることもよく知っています。この中にもストレスチェック受けている方いるでしょう。

わかっています。

だけれども、いいですか、議会で答弁するときにお金がないからできないと言うのは誰でもできるのだ。それをどうするかと考えるのが自治体の職員です。違いますか。自治体の職員って物を生産するわけではないのです。私は大昭和製紙にいました。10生産するときに11生産すれば褒められるのです。皆さん方違うでしょう。何するの。誰のために。時間から時間までいたら給料もらえるから勤めているのではないでしょう。本当に政策つくってどういうことなのかということなのです。どこに依拠して、どうやってつくるか。私はこの話何度もしました。職員の意見聞くってどういうことかと言いました。ここまで言ったらだめだね。答弁できないこと言っているのだからだめなのだけれども、本当にそういうことがされなかったら病院なんか変わらない、入れ物つくったって。私は変わらないと思います。入れ物を新しくしたって中が変わっていかなかったら何もならないのです。だって、実際に話何も聞いていないもの。私は議会で何回も言っています。理解していないのだったら、それならそれでいいです。そういうレベルなのですか、役場の職員というのは違うでしょう。私が言っているのは、皆さんが一生懸命やっているのはわかる。だけれども、少なくとも財政に見合うだけの仕事はしなくてはいけないのです。きちんと議論するところで議論されないからこうなるのです。経営会議が設けられて、どう改善されたのですか。ここにいる幹部職員の皆さんがきちんと議論して、まちの方向を出していかなかったら、病院というのは病院の事務長だけがやるの。違うでしょう。だから、そういうことを財政的な側面を含めて見たときに、今の白老の役場で本当に改革しなくてはだめなものは何なのか、そして財政的にこれから本当に建つためにどうするのか。本当はあったのです。きのうの質問の中で、今の状況でいったら、質問もありましたけれども、新たに象徴空間で今2億円出ます。そうすると、財政調整基金4億円です。その上にもし歳出項目がもっと出れば、非常にきつい状況になることはもうはっきりしているのです。そういう中で今病院やらなくてはいけないのです。だから、そうなればどんな政策のつくり込みをするかということが今一番大切なのです、大切なのは、財政的に見たときには。そここのところがないと、もっともっと詳しいことあるのだけれども、そここのところがきちんとつかまえていないと、私はやっぱり財政的にいかないのでないかと思うのですけれども、もう一回そここのところ答弁願います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今政策づくりに職員としてどのようなつくり込み、参加含めてかわっているかということは、経営会議についてはこれまでもほかの議員の皆様方からも、それから大淵議員にはこれまでも、そして今ということで、そのことについては十分私たちもこのあり方については内部の中でどのようにつくり込みをしていくか、どのようにして職員としてその政策づくりにかかわるべきなのか、そのことについては曲がりなりにも内部の中では議論をしているつもりです。まだその部分が足りないというところが実際的に表に出たものの中でまだまだ足りない部分というのはきっと見受けられるところは大変

申しわけなく思いますけれども、そういう職員の意識だとか意思を持ってやっているつもりでございます。

政策をつくっていくときに、どうしてもやっぱり先ほどもお話し申し上げたとおり財政的な部分というのは、必ず片方の手には持っていないとはならない部分というのは常にあります。そのときに、では持っているこの器の中に入っているものは決められたものでしかないわけだから、ここのところをどうして、どこに配分して、どこに集中させてという、そういう選択と集中ということでこれまでもお話を申し上げてきましたけれども、そういう中でやっているつもりでございます。ただ、そこところが今例に出した象徴空間はどのようなのだ。病院はどのようなのだ。これから公共施設の計画の中でどういうふうなことなのだと。それは、さまざま町民が前にいて、そしてその町民の目線も顔もしっかりと見た中で作り出していかなければならないと考えております。

ですから、本当にご指摘を今いただいたことについては、総体的な財政的なバランスをしっかりとまずは基本的には押さえながら、集中と選択の中でどこに今町民のニーズがあり、そして今うちのまちとしての進んでいかなければならない財政出動がどこにあるのか、その辺のところはしっかり押さえ進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 具体的に何点かお話をしやめたいと思うのですが、例えば象徴空間整備事業は、基本的には32年度で終了し、起債は総額6億730万円、これは通常の年平均7億5,000万円の予算の中でやり上げられるわけです。一般財源も今1億8,000万円出せば、財調の中で見通しがつき、プランの中で象徴空間は計画的にできるようになっているのです。財政的には、そういうふうに組み立てられているのです。とすると次には、次の財政計画は病院関連の財政方針と公共施設関連の財政方針をつくと、こういうことになります。次のプランが33年からの7年間、今までと同じだとすると、先ほど言ったように病院の新築いろいろあって、実際に24億円の起債を借りたとしても、7年間で平均すると3億4,300万円なのです。一般会計の起債残額は、多分32年度までは、112億円で3億円返せば109億円ですから、間違いなく100億円を割り切る状況になっているのです。好転しているとは言いませんけれども、少なくともそういう状況に財政が今あるわけです。そうすると、現状7億5,000万円の枠が100億円切った段階で7億5,000万円の枠を上げることができると思うのです。今答弁あったように、それはのみ込みなかったのだけれども、臨時財政対策債分がなくなっていくとしたらこの3億4,300万円、これは新築の分だけですが、新築の分だけで運営は入っていないのだけれども、きたこぶしを建てて30床の病院で24億円借りたとしても、3億4,300万円はのみ込める範囲に入るのではないかと私は勝手に思っているのです。要するに平年ベースの起債の中で、のみ込める状況になるのではないかと。そうだとしたら、そういうための財政計画を次に7年間でどうつくるかということになるのです。象徴

空間も同じなのです、そういうふうに見たときに。だから、そういうことをやっているときにお金がないからできないという答弁は、やっぱりだめなのだということなのです。それは財政計画のほうでやるわけだから。だから、そういう財政方針をきちんと持って、そしてそういう中でやるべきではないかということでもあります。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 今回仮に病院を建設するというところでの24億円の起債の発行という部分が今後財政計画の中でどう位置づけられるのかというようなところのご質問でございますけれども、臨時財政対策債を含めて7億5,000万円というようなところでございますので、臨時財政対策債の今後の方向性によってもその額というものは変わってくるかなとは思っておりますけれども、病院の24億円という部分の枠内での押さえという部分が果たしてどうなのかという部分は、今決定しているところでございませぬので、もちろんそういう枠の中でおさまればそれはそれでそれにこしたことはないとは考えておりますが。ただ、今後町の大きな課題として公共施設の長寿命化であったり、解体であったりというようなところでかなり大きな投資が出てくるというようなことで、これについてある程度待ったなしでやっていかなければならないという状況も考慮した場合には、やはりこの病院も含めてとなるとなかなか非常に厳しいかなとは考えているところもあります。ただ、そこを枠内でおさめるのか、病院は別枠として、その償還財源、いわゆる公債費が今後どう推移していくのかというようなところのあり方を見ていながら、それが今後財政にどう影響を与えるのかというようなところも十分検証しながら、その辺の枠のあり方という部分については今後も検討していきたいなと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で8番、大淵紀夫議員の一般質問を終了いたします